

下里総合運動場夜間照明設備設置事業
公募型プロポーザル募集要項

令和6年3月

河内長野市

本要項は、河内長野市（以下、「本市」という。）が下里総合運動場夜間照明設備設置事業（以下、「本事業」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

参加提案をしようとする者は、本要項及び「下里総合運動場夜間照明設備設置事業要求水準書」を熟読の上、本要項に定める提案書を作成すること。

1. 募集の趣旨

本市では、まちの活力の維持向上を図り、市内事業者や市民の誰もが活躍できる環境を整備するため、赤峰市民広場の産業用地化やスポーツ施設の再編などに取り組んできた。一方で、赤峰市民広場の産業用地化に伴い、影響を受ける市民やスポーツ団体の活動の継続性を担保するための代替施設の設定が必要となっている。

特に、夜間利用については、既存の市内スポーツ施設においてコノミヤ・スペランツァ球技場のみが対応可能である現状から、利用の継続を図るためには新たな照明設備の整備が必須となっている。

本事業は、下里総合運動場に照明設備を設置するにあたり、施設利用者に良質な活動環境を提供しつつ、周辺環境への影響を最大限低減できる設備整備を実現するために、民間事業者の優れたノウハウを活用した現場調査・施工に関する一括提案を受けるものとし、事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行うこととする。

2. 事業概要

(1) 事業名称

下里総合運動場夜間照明設備設置事業

(2) 契約期間

契約締結の日から、令和6年10月31日までとする。ただし、照明設備の設置完了は、令和6年9月30日までとする。

(3) 提案上限額

金 53,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額は10%で算出すること。

(4) 事業内容

本事業は、下里総合運動場夜間照明設備の設置工事にかかる設計・施工・監理業務を行うものである。

なお、事業者は、本事業の対象となる公共施設の照明設備及びその付帯設備（以下「照明設備等」という。）について、実際の設置状況・数量を踏まえ、事業者自ら行った提案を基に、本市と合意した内容で契約を締結し、照明設備等の設置を行うもの

とする。

3. 事業場所

所在地：河内長野市下里町 8 9 2 - 3

名称：河内長野市立下里総合運動場南面（添付図面参照）

4. 契約者

河内長野市長 島田 智明

5. 参加資格要件

(1) 応募者の資格

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は、「河内長野市の入札等に係る令和6年度有資格者名簿」への登録の有無に関係なく、応募することが出来る。なお、複数企業の構成員で構成される共同体（以下「グループ」という。）の場合は、すべての構成員がこれらの要件を満たすこと。

- ① 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同上第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- ② 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- ③ 令和6年4月1日現在において、引き続き2年以上その営業を行っていること。
- ④ 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- ⑥ 河内長野市から指名停止措置等を受けていない者
- ⑦ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- ⑧ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けていない者
- ⑨ 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第2

25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者(再生計画を認可された者を含む。)

- ⑪ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- ⑫ 建築業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工事に係る特定建設業許可を有する者。ただし、グループについては、施工を担う構成員が許可を受けていれば要件を満たすものとする。
- ⑬ 電気工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者。ただし、グループについては施工を担う構成員が配置できれば要件を満たすものとする。なお、当該技術者は、本参加資格確認申請のあった日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑭ 平成26年4月以降に、自治体、その他公共団体、民間において、本事業と同種・同規模の新設整備実績(JVを含む)があり、この公告の日までに適正に契約を履行(契約満了)した実績を複数有する者。ただし、現在履行中のものについては、通算の実績に含めて差支えないものとする。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとする。

- ① 統括:本市との対応に関する窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- ② 設計:照明設備等の設計・計画に関する業務をすべて実施する。
- ③ 施工管理:施工計画の立案、施工及び施工管理に関わる業務を実施する。
- ④ その他:上記①~③以外の照明設備等の供給などに関する業務を実施する。

6. 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関する全ての書類の作成及び提出、ヒアリングの参加等に係る全ての費用は応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の変更はできない。ただし、あきらかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- (5) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本

国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理手法等を使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとする。

- (7) 本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8) 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできない。
- (9) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (10) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

7. 募集概要について

(1) 募集要項の交付に関する事項

① 交付方法

募集要項の交付は、河内長野市ホームページ上で行う。

(募集要項及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可)

<事務局>

河内長野市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ振興課

住所 (〒586-8501) 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

メールアドレス : bunka-sports@city.kawachinagano.lg.jp

<市ホームページ>

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/47/>

② 交付開始日

令和6年3月28日(木)

(2) 事業スケジュール

本事業は、次の表の日程(予定)で行う。なお、説明会は実施しない。

① 募集要項の交付	令和6年3月28日(木)
② 現場調査期間	令和6年3月28日(木)から 令和6年4月5日(金)まで
③ 質問書の受付	令和6年4月9日(火)正午まで
④ 質問書に対する回答	令和6年4月10日(水)
⑤ 参加表明書の受付	令和6年4月12日(金)午後5時30分まで
⑥ 参加資格の審査結果通知	令和6年4月15日(月)
⑦ 企画提案書の受付	令和6年4月16日(火)午前9時から 4月18日(木)午後5時30分まで
⑧ ヒアリング、審査	令和6年4月22日(月)午前(予定) 日時は4月19日(金)までに連絡する。

	※一次書類審査を行う場合、審査結果に基づき、ヒアリングの参加の可否について連絡を行う。
⑨ 候補者選定日	令和6年4月下旬
⑩ 業務委託に係る協議	令和6年4月下旬
⑪ 業務委託に係る契約	令和6年5月上旬
⑫ 詳細協議、事業計画書作成	令和6年5月上旬
⑬ 工事期間	令和6年5月中旬～令和6年9月下旬
⑭ 検査	令和6年9月下旬
⑮ 供用開始	令和6年10月1日

(3) 参加表明書に関する事項

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

② 提出書類

- ・ プロポーザル参加表明書（様式第1-1号、グループの場合は第1-2号）
- ・ 会社概要書（様式第2号）
- ・ 同種・同規模業務実績報告書（様式第3号）
- ・ 有資格技術職員内訳表（様式第4号）

■参加資格要件において、本市の入札等に係る令和6年度有資格者名簿に登録の無い者については、次の書類を添付すること。

- ・ 法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（3カ月以内に交付されたもの）
- ・ 定款、寄付行為
- ・ 国税の納税証明書（その3の3）、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・ 印鑑証明書

③ 受付期間

令和6年4月12日（金）午後5時30分まで

※郵送の場合、令和6年4月12日（金）必着

④ 提出部数

原本1部

(4) 質問書の提出に関する事項

① 提出方法

企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

② 質問書の様式

様式は自由とするが、電子メールの表題は「下里総合運動場夜間照明設備設置事業プロポーザルに関する質問」とすること。（送信データの容量は3MB以内）

なお、必ず事業者名、担当者氏名、連絡先を記入すること。また、電話連絡により本市に受信確認を行うこと。

③ 受付期間

令和6年4月9日（火）正午まで

(5) 質問書に対する回答に関する事項

① 回答方法

提出された質問事項を全て取りまとめて、河内長野市ホームページ上に回答を公表する。なお、質問に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなす。

② 回答（予定）

令和6年4月10日（水）予定

(6) 企画提案書に関する事項

① 提出方法

- ・持参又は郵送（書留郵便に限る）
- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ・辞退をした場合にあってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

② 提出書類

- ・プロポーザル企画提案書（様式第5号）
- ・業務実施体制（様式第6号）
- ・業務実施スケジュール（任意書式）
- ・見積書（様式第7号）

③ 受付期間

令和6年4月16日（火）午前9時から4月18日（木）午後5時30分まで

※郵送の場合、令和6年4月18日（木）必着。

④ 提出部数

上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したもの10部（原本1部、写し9部）を提出すること。

⑤ 企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書には、別紙「要求水準書」の各項目に基づき具体的な内容について記載すること。
- ・用紙サイズはA4判縦とし、横書きとすること。ただし、図面等A4判以外のものについては、A4判サイズに折り込むことは可とする。
- ・文字サイズは、11ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

- ・照明設備の年間点灯時間は、年間540時間（3時間/日、15日/月）とする。
- ・基準電気料金単価は、25円/kWhとする。

(7) 参加資格確認結果の通知

参加資格についての確認結果は、電子メール及び文書により本市から応募者に通知する。

(8) 候補者の選定に関する事項

① 審査委員会

優先交渉権者の選定は、下里総合運動場夜間照明設備設置事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

② 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき「企画提案書の審査基準」（別紙）のとおり採点を行い、最低評価点（60点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者と次点提案者を選定する。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

③ 一次書類審査について

応募者多数の場合は、審査委員会において、企画提案書に基づき上記選定方法により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

④ ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	令和6年4月22日（月） 午前（予定） ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。
時間	30分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（20分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約10分）
出席者	3名以内
出席者の条件	優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明する。 なお、概要説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。

⑤ 辞退する場合

ヒアリングの実施までに応募者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、持参又は郵送することとする。ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

⑥ 審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和6年4月下旬に文書で通知する。なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の事業者名及び採点結果、次点者の採点結果を本市ホームページに掲載する。

8. 審査

審査委員会が、事業実施体制、工程・計画、周辺の住環境への配慮、保守管理等の観点から総合的な審査を行い、最も評価点数が高い最優秀提案者1者と次に高い優秀提案者1者を選定する。審査の結果により、提案が本事業実施の目的を達成できないと審査委員会が判断した場合、事業者の決定は行わないものとする。

(1) 審査項目

- ① 本事業の専門性に対応した事業体制の構築が確認できること。
- ② 参加者の経営・財務状況等に信頼性があること。
- ③ 同種・同規模の整備業務の受託実績が十分であること。
- ④ 下里総合運動場の用途に適した光環境（照度・均斉度等）を確保できること。
- ⑤ 光環境の設計や照明器具の選定にあたり、防眩仕様の器具を使用し、利用者の視点に立った配慮や工夫がなされていること。
- ⑥ 光害対策ガイドラインを踏まえ、周辺の住環境や農作物等への影響に十分配慮した設計となっていること。
- ⑦ 提案される照明器具は、十分な設置実績のあるメーカーの製品であること。
- ⑧ 設置後の照明設備等の維持管理や保証について提案があること。
- ⑨ 不点灯等、不測の事態への対応を見据えた工夫がなされていること。
- ⑩ 事業の趣旨を十分理解し、提案に独自性があること。

(2) 審査基準

(1) の審査内容を踏まえて、審査基準の評価内容に基づき、絶対評価で点数をつける。

9. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本市は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点者を交渉権者として

協議を行う。

(2) 契約者

河内長野市

(3) 契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

10. 参加者の欠格に関する事項

参加者は、次のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽及び不正の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要項に違反すると認められる場合
- (6) その他、不正な行為があった場合

11. 問い合わせ及び書類提出先

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市教育委員会事務局

生涯学習部 文化・スポーツ振興課

電話番号 0721-53-1111

メールアドレス：bunka-sports@city.kawachinagano.lg.jp

【別紙】企画提案書の審査基準

評価項目	評価の基準及び審査項目	配点
事業者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の財務状況、規模、実施体制など ・ 同種、同規模の施工実績など 	10
業務評価	設計・施工一括方式のメリットを生かした計画及び工程（スケジュール）の合理性、実現の確実性など	5
	光環境の設計や照明器具の選定における利用者への配慮や工夫など	10
	周辺住環境や農作物等への影響に関する検討や対策など	20
	電気使用量の削減、CO ₂ 排出量の削減、省エネ効果の計画や実現性など	10
	工事後の保守管理、保証体制など	15
	独自の知見・ノウハウに基づく提案、オリジナリティの高い付加価値や機能、柔軟な対応等、独自の工夫など	10
提案価格	最低見積価格／当該事業者の見積価格×20（小数点以下切捨て）	20